

議案第 5 0 号

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正について

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 6 月 5 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 3 号）が平成 2 5 年 3 月 3 0 日に公布されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例（昭和60年大口町条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「延滞金の」の次に「年14.6パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金徴収条例の一部改正新旧対照表

新	旧
附 則 1 略 2 第8条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、当分の間この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	附 則 1 略 2 第8条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、当分の間この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に、年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

改 正 要 旨

1 改正の目的

国税及び地方税の延滞金の割合の見直しに合わせ、大口町農業集落家庭排水処理施設事業分担金に係る延滞金の割合を引き下げるための改正をするものです。

2 改正の概要

附則第2項関係（延滞金の割合の特例）

特例措置として、特例基準割合（※）に定率を加えてそれぞれの割合を求めることとします。改正前と改正後の比較は下記表のとおりです。

	改正前		改正後	
	条文の規定	平成 2 5 年 の場合	条文の規定	特例基準割合を 2 %とした場合 の延滞金の割合
納期限後 1 か月以 内の割合	前年 1 1 月 3 0 日の商業手形基 準割引率 + 4 . 0 % (上限 7 . 3 %)	4 . 3 %	特例基準割合 + 1 . 0 % (上限 7 . 3 %)	3 . 0 %
納期限後 1 か月を 過ぎた後 の割合	本則どおり	1 4 . 6 %	特例基準割合 + 7 . 3 % (上限 1 4 . 6 %)	9 . 3 %

※ 特例基準割合：国内銀行の貸出約定平均金利の前々年 1 0 月～前年 9 月における平均に 1 %を加算した割合

3 施行期日

平成 2 6 年 1 月 1 日から施行します。